

〔注〕平成18年6月から改正経過を注記した。

改正

昭和59年7月16日条例第14号

昭和59年10月1日条例第16号

平成5年12月27日条例第20号

平成9年10月1日条例第21号

平成12年6月30日条例第30号

平成13年3月30日条例第12号

平成14年6月28日条例第26号

平成14年10月3日条例第35号

平成18年6月28日条例第35号

平成19年9月28日条例第25号

平成19年12月27日条例第34号

平成23年7月1日条例第18号

平成25年3月29日条例第14号

平成26年6月30日条例第21号

平成26年9月30日条例第30号

津島市子ども医療費支給条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子どもの福祉の増進を図るため、子どもの医療費の支給について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、次に掲げる要件を備えた者をいう。

- (1) 市内に住所を有する者であること。
- (2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であること。
- (3) 規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定による被扶養者又はこれに準ずる者として規則で定める者であること。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年者後見人その他の者で、子どもを現

に監護するもの（子どもを現に監護する者が2人以上あるときは、そのうち子どもの生計を維持する程度の高いもの）をいう。

3 この条例において「未就学児」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

4 この条例において「義務教育就学児」とは、子どものうち6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

5 この条例において「小学校第3学年以下の就学児」とは、義務教育就学児のうち9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

6 この条例において「義務教育修了児」とは、子どものうち15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

（病院等に入院等をしている子どもの特例）

第2条の2 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項各号に掲げる病院、診療所、施設又は住居（以下この条において「病院等」という。）に、入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、市外に住所を変更したと認められる前条第1項第2号及び第3号に該当する者については、同項の規定にかかわらず、子どもとする。

2 病院等に入院等をしたことにより、市内に住所を変更したと認められる前条第1項第2号及び第3号に該当する者については、同項の規定にかかわらず、子どもとしない。ただし、入院等をする前に住所を有していたと認められる市町村からこの条例と同等な医療に関する給付を受けることができない等特別の事情があると市長が認める者については、この限りでない。

（受給資格者）

第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、子どもの保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としなない。

（1）義務教育就学児及び義務教育修了児のうち津島市心身障害者医療費支給条例（昭和48年津島市条例第27号）に規定する受給資格者であるものの保護者

（2）義務教育就学児及び義務教育修了児の保護者のうち津島市母子・父子家庭医療費の支給に関する条例（昭和53年津島市条例第33号）に規定する受給資格者

（支給の範囲）

第4条 市長は、次に掲げる医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が医療に要する費用の額に満たないときは、規

則で定める手続に従い、当該子どもに係る受給資格者に対し、その満たない額に相当する額を子ども医療費（以下「医療費」という。）として支給する。

(1) 未就学児及び小学校第3学年以下の就学児の疾病又は負傷について行われた国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付

(2) 義務教育就学児（小学校第3学年以下の就学児を除く。以下この条及び次条において同じ。）の疾病又は負傷について行われた国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療（当該義務教育就学児の保護者に対して課される市民税（当該医療に関する給付が行われた月の属する年度分（その月が4月から7月までの間である場合にあっては、前年度分）の市民税をいう。以下同じ。）の所得割の額が5万円を超える場合にあっては、入院に係る医療に限る。）に関する給付

(3) 義務教育修了児（その保護者に対して課される市民税の所得割の額が5万円以下であるものに限る。）の疾病又は負傷について行われた国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

（子ども医療費受給者証）

第5条 医療費の支給を受けようとする受給資格者（義務教育就学児及び義務教育修了児に係る受給資格者のうち市民税の所得割の額が5万円を超える者を除く。）は、規則で定めるところにより、市長に申請して、医療費の支給を受ける資格を証する子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。

（受給者証の提示）

第6条 受給者証の交付を受けた者は、第4条第1項の規定による医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）において、診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示するものとする。

（支給の方法）

第7条 市長は、子どもが医療機関等から医療を受けたときは、当該子どもに係る受給資格者からの申請に基づき、当該受給資格者に対し、医療費を支給するものとする。

2 子どもが医療機関等から医療を受けた場合において、前条の規定による受給者証の提示があつ

たときは、市長は、当該子どもに係る受給資格者が当該医療機関等に支払うべき当該医療に要した費用について、医療費として当該受給資格者に支給すべき額の限度において、当該受給資格者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定により支払があったときは、受給資格者に対し、医療費の支給があったものとみなす。

(届出義務)

第8条 受給資格者は、規則で定める事項に変更があったとき又は医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 受給者証の交付を受けた者が受給資格者でなくなったときは、その旨を速やかに、市長に届け出るとともに受給者証を返還しなければならない。

(報告)

第8条の2 市長は、医療費の支給に関し、必要があると認めるときは、受給者証の交付を受け、若しくは受けようとする者、又は医療費の支給を受け、若しくは受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、受給資格者が医療費の支給に係る疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度において、医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により、医療費の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第11条 医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、医療費の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

2 第4条の規定による医療費の支給は、この条例の施行の日以後に行われた医療に関する給付について適用する。

附 則 (昭和59年7月16日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年10月1日条例第16号）

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（平成5年12月27日条例第20号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年10月1日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年6月30日条例第30号）

- 1 この条例は、平成12年8月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の津島市乳児医療費支給条例第5条の規定によりなされた申請、手続きその他の行為は、改正後の津島市乳児医療費支給条例第5条の規定によりなされた申請、手続きその他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月30日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条から第4条までの規定による改正後の各条例の規定は、平成13年1月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 第1条から第4条までの規定による改正前の各条例の規定に基づいて平成13年1月1日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成14年6月28日条例第26号）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において、出生の日以後4年を経過した者のうち、津島市中心身障害者医療費支給条例（昭和48年津島市条例第27号）及び津島市母子家庭等医療費の支給に関する条例（昭和53年津島市条例第33号）による受給者は、第2条第1項第2号の規定については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日において、新たに第2条第1項第2号に該当し受給者となる者は、この条例の施行の日より前に第5条に規定する申請をすることができる。
- 4 この条例の施行の日より前になされた改正前条例第5条に規定する申請及び前項の申請は、改

正後条例第5条の規定によりなされた申請とみなす。

- 5 この条例の施行の日より前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成14年10月3日条例第35号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。
- 2 改正前の各条例の規定に基づいて平成14年10月1日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成18年6月28日条例第35号）

この条例は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日条例第25号）

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る乳幼児医療費の支給（改正前の第5条ただし書の規定により乳幼児医療費受給者証の交付を受けない者への支給に限る。）については、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月27日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る乳幼児医療費の支給については、なお従前の例による。

（津島市心身障害者医療費支給条例等の一部改正）

- 3 次に掲げる条例の規定中「津島市乳幼児医療費支給条例」を「津島市子ども医療費支給条例」に改める。

（1）津島市心身障害者医療費支給条例（昭和48年津島市条例第27号）第4条第3号

（2）津島市母子家庭等医療費の支給に関する条例（昭和53年津島市条例第33号）第2条第2項第4号

附 則（平成23年7月1日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る子ども医療費の支給については、なお従前の例による。

(津島市中心身障害者医療費支給条例等の一部改正)

- 3 次に掲げる条例の規定中「乳幼児」を「未就学児」に改める。

(1) 津島市中心身障害者医療費支給条例(昭和48年津島市条例第27号)第4条第4号

(2) 津島市母子家庭等医療費の支給に関する条例(昭和53年津島市条例第33号)第2条第2項第5号

附 則(平成25年3月29日条例第14号)

- 1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る子ども医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成26年6月30日条例第21号)

- 1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る子ども医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成26年9月30日条例第30号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。